

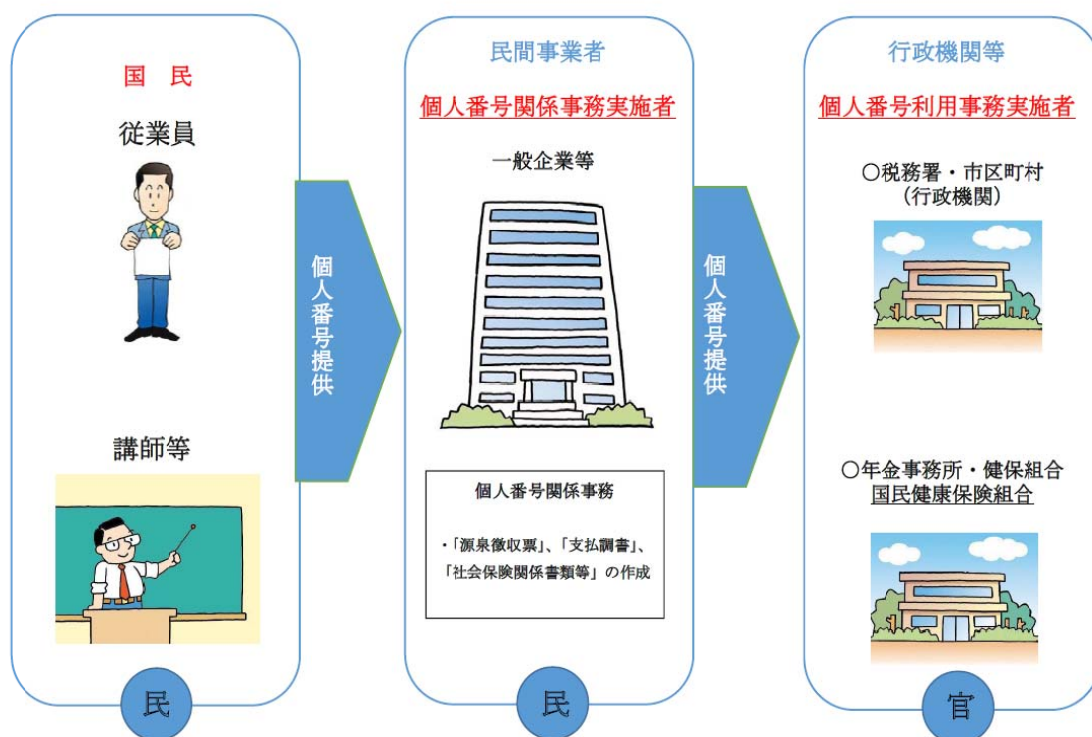
マイナンバーの収集について

平成28年1月からマイナンバー制度が開始されました。
当組合でも番号法に規定する「個人番号利用事務実施者」として皆様のマイナンバーを今後、収集させていただくこととなります。
具体的な収集時期と方法につきましては、実際に収集させていただく際に改めて通知いたしますので、ご協力を宜しくお願いいたします。



「個人番号関係事務実施者」と「個人番号利用事務実施者」について

下記のとおり、当組合は「個人番号利用事務実施者」となりますので、皆様からマイナンバーを収集させていただく必要があります。



マイナンバー収集の法的根拠について

下記根拠により、皆様のマイナンバーを収集させていただきます。

- 番号法 第14条 (提供の要求)
- 国民健康保険法施行規則

また、マイナンバーの利用は番号法に規定する目的以外での利用は禁止されています。
※番号法 第9条 (利用範囲) に規定



マイナンバーの具体的な利用方法

マイナンバーをご提供いただくと、一部書類の提出が不要になり、手続きがスムーズに行えます。

1. ご加入や住所変更の際の住民票の原本が添付不要になります。

マイナンバーをご提出いただくと、組合が住民基本台帳の情報照会を行うことができるため、住民票の原本の添付が不要になります。

2. 高額療養費、限度額認定証申請の際の所得証明書類が添付不要になります。

高額療養費の受給や限度額認定証の発行には、所得判定が必要となるため、現在は所得を証明できる書類の添付が必要です。

マイナンバーをご提出いただきますと、組合が納税状況等の照会を行うことができるため、支給や発効がスムーズになります。

3. 高齢受給者証の発効や更新の際の所得証明書類が添付不要になります。

高齢受給者証の発効にも所得判定が必要のため、所得証明書類の提出が必須ですが、提出がない場合は自動的に3割判定となっております。

マイナンバーをご提出いただきますと、高額療養費等と同様に所得証明書類の添付が不要になるほか、正確に所得判定が行えるため、適正な自己負担割合の受給者証を発効することができます。



特定個人情報（個人情報＋マイナンバー）は 安心・安全な仕組みで保護します。

特定個人情報は、次のように安心・安全な仕組みで保護されます。

システム面

- ① 特定個人情報の法律上で定められている目的以外での利用と収集は行いません。
- ② 国が設置する第三者委員会「特定個人情報保護委員会」に監視・監督を受けます。
- ③ ご自身で情報提供記録がどのように行われているかを確認できます。
(マイナ・ポータル利用)

制度面

- ① マイナンバーでひも付けられる個人情報は、各機関（税務署や市区町村等）でそれぞれ別々に保有することで情報漏えいのリスクを軽減させます。
- ② マイナンバーを利用して各機関へ情報照会を行う際の通信も外部からの侵入を防ぐ対策（通信の暗号化等）を行います。
- ③ 組合内でも特定個人情報を取り扱える職員を限定し、情報漏えいの防止に努めます。

●●● マイナンバー制度に関するお問い合わせ先 ●●●

組合のマイナンバー制度への対応は、順次国保だよりや Web サイト等で広報しています。ご不明な点等がありましたら、下記担当までお問い合わせください。

関東信越税理士国民健康保険組合 事務局

TEL：048-631-2211

担当：資格係・給付係



マイナンバー